

出版関連小委員会 提言③についての意見書

平成 25 年 7 月 5 日
社団法人日本漫画家協会

日本漫画家協会は、自動的に発生する著作隣接権に代わる出版者の権利として、経団連からご提案いただいた「電子出版権の新設」とともに、いわゆる中山提言、つまり出版権の拡張という路線を支持する方向で検討している。従来より問題点としてあげられてきた電子配信による海賊版について、強い危機感を抱いており早急に対策の必要を感じていることは出版者と共通している。

しかしながら中山提言③にある「特約により、特定の版面」の複製については、漫画の場合私たち漫画家が制作する「原稿」と「特定の版面」は区別することが困難で、著作権そのものを構成する「原稿」における表現まで出版者の権利が拡張される点は同意できない。

「特約により」となっているものの、出版者・著作者双方が十分な理解がないまま業界慣習的に契約が締結されると、その条件が空文化する恐れがあり、特約の意味をなさない。

ただ、海賊版については週刊雑誌等複数の著作者からなる定期刊行物も侵害されており、これについては版面とは別の観点から出版者が主体的に対策できる方法を探っていくべきと考える。